

大阪市水道局測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成 22 年 6 月 1 日

最近改正 令和 6 年 9 月 13 日

(目的)

第1条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の定義は、法令に基づく予定価格及び最低制限価格に110分の100を乗じて得た額とする。

(設定の基準)

第3条 電子入札を行う場合、最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、①から④までの欄に掲げる額の合計額（以下「最低制限価格基礎額」という。）に10,000分の9,950から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じて得た額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合にあっては、各業務区分に係る①から④までの欄に掲げる額の合計額を合算して得た額に10,000分の9,950から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じて得た額とする。ただし、測量業務で、その金額が、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額に1から10,000分の10,100の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じて得た額とし、地質調査業務で、その金額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額に10,000分の

9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に 1 から 10,000 分の 10,100 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2 紙入札を行う場合、最低制限価格は、前項の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、①から④までの欄に掲げる額の合計額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合は各業務区分に係る①から④までの欄に掲げる額の合計額を合算して得た額とする。ただし、測量業務で、その金額が、予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が、予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とし、地質調査業務で、その金額が、予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

3 前2項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる場合、測量業務については、契約ごとに予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8.2 の範囲内で、建設コンサルタン

ト業務及び補償コンサルタント業務については、契約ごとに予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8.1 の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲内で、大阪市水道局長の定める割合を乗じて得た額とする。

- 4 第 1 項の規定により算出された額を超える有効な入札がなく、かつ、算出された額が最低制限価格基礎額以上で、その額から最低制限価格基礎額までの範囲内に入札があつた場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、最低制限価格基礎額に第 1 項による係数の範囲内から 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

(端数処理)

第 4 条 前条（第 1 項の表を除く。）の規定により係数等を乗じて算出する価額及び同条第 2 項本文の規定により算出する価額の端数については、その額が 100,000 円以上の場合には、1,000 円未満の金額を切り捨て、100,000 円未満 10,000 円以上の場合には、100 円未満を切り捨て、10,000 円未満の場合は、1 円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 22 年 6 月 1 日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 22 年 6 月 1 日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 23 年 4 月 1 日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 23 年 4 月 1 日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 23 年 11 月 1 日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 23 年 11 月 1 日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 25 年 8 月 1 日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 25 年 8 月 1 日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 28 年 7 月 1 日以降に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以降に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の基準は、令和元年 7 月 1 日以降に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の基準は、令和元年 10 月 1 日以降に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開札する案件について適用し、施行日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正規定は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開札する案件について適用し、施行日前に開札する案件については、なお従前の例による。